

「過去の克服」をめぐる学問と政治

野村 耕一

はじめに

歴史というものはしばしば我々に知恵や教訓を与えてくれる一方で、時に面倒なもの、厄介な事柄ともなり得る。歴史を等閑視、あるいは回避することも可能ではあるが、それが公的な性格を帯びる場合、事は簡単ではなくなる。とりわけ、政治性を帯びた歴史の取り扱いが容易ではない。

最近における「歴史認識」という言葉の用語法は、「政治化した歴史」の象徴的な例と言えよう。本来、この語は特定の地域や国や時代に限定されたものではないのだが、近年の日本や韓国、中華人民共和国では、1910年から1945年の日本による韓国支配と、1931年から1945年にかけての戦争について指す語に特殊化している¹。

この特殊化した「歴史認識」は、歴史学的認識とは別の事柄である。後者が学術的なものであるのに対し、「歴史認識」とは「歴史学の成果を踏まえつつ、社会的世界における政治的・倫理的行為者として、『われわれはどこから来て、どこへ行くのか』という問いに答えようとするものであって、「現在の関心に発した過去の反省と未来の構想を含んでおり、アクチュアリティを本質とする」ものなのである²。

わが国の過去をどう評価するのかという問題は、かかる「歴史認識」と歴史学的認識が連携しつつ、時には相克しながら論じられてきた。とりわけ、戦争や植民地支配といった肯定的ならざる過去とどう向き合うかという課題は、学界やジャーナリズム、さらには政治の世界において、日本国内のみならず国際的に様々な形で議論の対象となっている。

本稿では、いわゆる「過去の克服」をめぐる学問と政治がときには連係し、ときには葛藤するありさまについて、問答体形式を交えつつ考察したい。

1. 戦争を裁くということ

1946年5月3日に始まり、1948年11月12日の判決まで2年半以上にわたって行われた極東国際軍事裁判（以下では東京裁判と記す）については、とうに半世紀以上過ぎた近年においてさえ、依然として議論の対象となっているのは周知の事柄であろう。東京裁判や、これより約半年前に開始されたニュルンベルク国際軍事裁判（以下ニュルンベルク裁判と記す）について論じられる際、裁判の実像や歴史的な位置付けに関する認識が不正確あるいは不十分であることが少なくないのが問題である。それは、裁判を肯定する立場、否定する立場、中立あるいは中間的な立場、いずれの論者においてもしばしば見受けられる状況である³。正確でない認識が不的確な評価や誤った批判を導出していることもある。

講義で第一次世界大戦後のパリ講和会議を取り上げた際の対話を記してみよう。話題はある意味、必然的に第二次世界大戦に関する事柄へと移ってゆく。

学生「第二次世界大戦の時とは違い、第一次世界大戦後には指導者の戦争責任は追及されなかったように思うのですが、どうなのでしょう。」

教員「あまり知られていないのですが、第一次大戦後にも開戦責任の追及や戦犯の処罰が試みられています。ヴェルサイユ条約第 227 条では前ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世の戦争責任が問われました。228 条は犯罪行為で訴追された者を連合国が軍事裁判にかけける権限を有すること等を規定しており、実際、戦争犯罪人 890 名をドイツから連合国側に引き渡すことが求められました。」

学生「裁判は行われたのですか。」

教員「ヴィルヘルム二世はオランダへ亡命していたのですが、オランダ政府が連合国からの再三の引き渡し要求を拒否したため、裁判が行われることはありませんでした。」

学生「ほかの戦犯についてはどうだったのでしょうか。」

教員「引き渡し対象者のリストが公表されると、ドイツ世論はこれに激しく憤りました。こうした状況を踏まえ、ドイツ政府はドイツ国内において自らの手で戦争犯罪容疑者を裁判にかけけることを連合国に対し提案したのです。連合国側は戦犯引き渡しを強要することがドイツの政治的混乱を引き起こしかねないと判断し、裁判にかけけるべき者の数を 45 名と大幅に削減した上で、ドイツ側の提案を受け入れました。かくして行われたのがライプツィヒ裁判です。」

学生「この裁判はどのような結末を迎えたのでしょうか。」

教員「概して有罪率は低く、多くの未決事件を残しながらも裁判は中止されてしまいました。当時フランスの首相であったブリアンは、この裁判のある局面を『茶番』と批判しています。しかし、ライプツィヒ裁判は決して無意味であったわけではありません。この裁判が、戦時における国際法に違反した行為を罰することができるという道を開いたことは、画期的な意味を持つと言えるでしょう⁴。」

学生「それはつまり、第二次大戦後のニュルンベルク裁判などにつながって行くということですか。」

教員「その通りです。肯定的な意味で、ライプツィヒ裁判無くしてニュルンベルク裁判や東京裁判は考えられないのです。さらに言えば、戦犯裁判を考える際、国際軍事裁判の終了後にニュルンベルクで米国によって行われた、ナチス体制下の指導的人物 185 名に対する裁判、いわゆるニュルンベルク継続裁判をも含めた包括的な視野が求められると思います。東京裁判に対する言説などは、概してかかる視野を欠いた近視眼的な批判に陥りがちですね。」

学生「実は東京裁判についてあまりよく知らないのですが、どんな批判があるのでしょうか。」

教員「よく目にするのは、勝者による裁きは不当であるとか、事後法に基づく裁判であるから合法ではないといったものです。これらは裁判の正当性を問うものですが、一方で裁判が不徹底であったという別種の批判もあります。」

学生「そういった批判は正しいのでしょうか。」

教員「一概に語ることはできませんが、事実認識が不十分な、あるいは誤解に基づいた批判が少なくないことは事実です。基本的なところでは、いわゆる A 級戦犯、B 級戦犯、C 級戦犯についての誤解があります。もっとも罪が重いのが A 級戦犯と考えている方がいますが、それは誤りで、犯罪の種類が異なるだけであって、罪の軽重の問題ではありません。A 級戦犯とは、侵略戦争の計画や遂行などの『平和に関する罪』で起訴された者であり、B 級戦

犯は一般住民の殺害や捕虜虐待等の『通常の戦争犯罪』を問われ、そして従来の戦争法規では処罰できない自国民に対する迫害や戦争前の非人道的行為等を指す『人道に対する罪』に該当するのがC級戦犯なのです。」

学生「A級戦犯に関しては、東條英機という名前くらいしか思い浮かびませんが、この人たちは具体的にどういう罪に問われたのでしょうか。」

教員「A級戦犯の要件である『平和に対する罪』で有罪となったのは24名ですが、死刑判決を受けた7名は全員『通常の戦争犯罪』を問われています。つまり、『平和に対する罪』のみで死刑になった被告は一人もいません。これはニュルンベルク裁判でも同じです。」

学生「それはどういう理由なのでしょう。」

教員「『平和に対する罪』は新たに設けられた罪でしたから、事後法による裁きという批判を回避するため、前に述べたライプツィヒ裁判でも適用された実績のある『通常の戦争犯罪』を適用したと考えられます。東條英機はバターン死の行進や泰緬鉄道建設における捕虜虐待の責任を問われたのです⁵。A級戦犯と言うと『平和に関する罪』に意識が集中しがちで、このような事実を十分に把握しないまま裁判批判が行われることが間々見られると思います。」山崎正和が述べるように、歴史が直接に法として機能する世界においては、歴史の見直しはそのまま法の変革を意味する。真実というものに学問的真実と法的真実の二つがあるとするれば、政治的正義との親和性をより有するのは後者である⁶。それゆえ、政治的正義を問う戦犯裁判は歴史学的認識よりも「歴史認識」の題材となりがちである。ここに戦争責任をめぐる議論の課題が潜んでいると思われる。

2. 「修正主義」の諸相

学問の世界で学説や見解が変更・修正されることはごく当たり前の行為であり、歴史学の分野もその例に漏れない。しかしながら、こと歴史学的認識ならぬ「歴史認識」の世界では、見解の修正は大きな問題となり得る。「歴史修正主義」というレッテルは今や批判という域を越えて、非難や攻撃のための言葉となっているかにさえ思われる。

近年の我が国における「歴史修正主義」をめぐる諍いのフィールドの代表格が、いわゆる「南京事件」であることに異論の余地はないであろう。このテーマは学界、ジャーナリズム、政治が混淆し入り乱れて、「政治化された歴史」の典型というべき状況を呈している。

「南京事件」とは、日中戦争の最中、1937年12月に日本軍が南京を攻略し、以後約3カ月間続いた軍事占領期間中に、日本軍によって行われたとされる組織的な虐殺事件のことを指す。1946年から南京で行われた国民政府国防部戦犯軍事法廷において、1937年から38年の日本軍による南京占領期間中に大量の殺人、放火、略奪、強姦が発生し、30万人以上の中国人が殺害されたという判決が下された。東京裁判においても日本軍占領期間中の殺人、放火、略奪、強姦の発生が確認され、殺害者数は10万人以上であったと認定された。この結果、南京では日中戦争下で南京攻略軍の師団長の一人であった谷寿夫陸軍中将が虐殺の責任を問われ、B級戦犯として死刑に処された。東京では、日中戦争当時、南京攻略軍の総司令官であった松井石根陸軍大将が虐殺の責任を負って、谷中将と同じく実質的にはB級戦犯として死刑判決を受けたのである⁷。

このテーマをめぐる特異性は、「南京事件」を取り巻く国内的、国際的な政治状況に研究が

影響を受け、研究に取り組む者の政治的立場まで問われかねないことである。それは、一つにはこの事件が中華人民共和国を率いる共産党政権にとって、かつての日本軍による中国侵略の象徴と位置付けられていることと深く関わっている。さらに、研究に携わる人々の歴史観や政治思想・政治的態度が研究の方向性と密接に関係していることも看過し得ない重要な点である⁸。

「南京事件」をめぐる研究の立場は、①「虐殺派」②「まぼろし派」③「中間派」の三つに分類されることが多い。①は上述の南京および東京における裁判の結果に準拠して、事件を告発する立場である。②に属する人々は、二つの軍事裁判の不当性を主張し、判決文に記されたような虐殺は存在しないと主張する。①②どちらにも区分できないのが③である。

①に属する人々は明治維新以降の近代日本の歩みや政治体制については概して否定的な評価をしており、現代日本の政治や社会についても批判的姿勢で臨んでいる。過去の中国に対しては同情的で、中華人民共和国の歴史認識と概ね親和的である。②に分類される人々は①への反発が根本にあり、歴史認識は①とほぼ真逆であると言ってよい⁹。

雑誌『諸君!』2001年2月号には、南京事件について17項目のアンケートを行った特集記事が掲載されている。アンケートの第一項目は殺害された人数について、第六、七、八項目は軍服を脱いで潜伏した兵士（便衣兵）の処刑は国際法違反か否かについて、第十六項目は南京事件がナチスのホロコーストに匹敵する犯罪か、それとも通常の戦争行為の行き過ぎかについて、それぞれ問うている。回答を寄せた23名のうち、①に属すると思われる笠原十九司、吉田裕、②に分類されると考えられる鈴木明、田中正明、③に当てはまると考えられる櫻井よしこ、原剛の各氏の回答結果は次の通りである¹⁰。

(a) 第一項目

笠原 … 十数万人から二十万人前後

吉田 … 十数万

鈴木 … 資料不足のため不明。

田中 … 限りなくゼロに近い。

櫻井 … 一万人前後

原 … 二万人から三万人。捕虜と便衣兵が二万人、民間人は数千人。

(b) 第六、七、八項目

笠原 … 国際法違反である。

吉田 … 国際法違反である。

鈴木 … 事件の全容が解明されておらず、回答は不可能である。

田中 … 国際法違反ではない。

櫻井 … 無回答。

原 … 処刑には裁判の手続きが必要。処刑を目撃した外国人は裁判を経たものと考え、国際法違反という批判を展開しなかった。

(c) 第十六項目

笠原 … 偶発的要因の重なりという側面がある。戦争行為の行き過ぎは日本側も認めていた。

吉田 … 首都攻略に際して発生した戦争犯罪であり、「三光作戦」とは異なる。

鈴木 … 戦争行為の行き過ぎはあったが、ホロコーストとは全く異質である。

田中 … 通常の戦争行為であり、行き過ぎも無い。ホロコーストとは次元が異なる。

櫻井 … 戦争行為の行き過ぎはあったが、ホロコーストとは全く異質である。

原 … 戦争行為の行き過ぎはあったが、日中両国の首脳・軍司令官の国際法への関心が薄かった。

一見して明らかなのは (a) における人数の顕著な差である。ここに「まぼろし派」と称される人々の見解の核心があると言ってよい。(b) における差異はその延長線上にあると考えられる。(c) では田中氏を除き、明言するか否かの差はあれ、戦争行為の行き過ぎという見解で一致しており、ホロコーストとの類似性は否定している。

近年の研究は、中華人民共和国政府や一部のジャーナリスト等が主張する 30 万人虐殺説、そもそも虐殺など存在しなかったという「まぼろし」説のいずれもが実証性や合理性を欠いており、破綻していると論証している¹¹。これを踏まえると、30 万人説の誤りを否定することは決して悪しき「歴史修正」には該当しないが、虐殺を「まぼろし」と主張することはまさに「歴史修正」であると言ってよからう。

「歴史修正主義」をめぐるもう一つの主戦場は、「慰安婦」問題である。この問題が大きく取り上げられるようになったのは、1991 年 8 月 14 日に金学順という韓国の女性が「元慰安婦」としてカミングアウトして以降のことであり、日韓関係において今や「のどに刺さった骨」ともいべき問題となっている。ここまで問題が深刻化したのは、1990 年頃からの日本政府による稚拙な対処と、それを韓国政府が巧みに利用したことが契機である。1992 年 1 月 21 日、盧泰愚政権は日本政府に対し、「慰安婦」問題の法的賠償を求めた。これは、植民地支配の清算に関する日韓両国間の法的枠組みである日韓基本条約及び付属協定に定められた、両国間に存在する「請求権」は「完全かつ最終的に解決済み」という規定に例外があり得るとい見解を韓国政府が示した、大きな転機であった。以後、様々な紆余曲折を経て、2003 年に成立した盧武鉉政権が、「慰安婦」問題を日韓基本条約及び付属協定における「解決」の枠外にあるものとして公式に定めてから、韓国ではかかる見解が今や常識化しているのである¹²。

学生「慰安婦あるいは従軍慰安婦というのは実際に存在したのでしょうか。当時の日本軍が関与していたというのは事実なのでしょうか。」

教員「存在したこと、軍隊が様々な面で慰安婦に関与していたことは歴史学的に実証されています。」

学生「本人の意思に反して無理矢理慰安婦にされたという話がありますが、これは本当のことなのでしょうか。」

教員「かつて慰安婦であったと名乗り出た方で、そのような証言をしている人はいます。一方、いわゆる『慰安婦狩り』を行ったという吉田清治の証言に基づく記事を 1980 年から 94 年にかけて度々掲載した朝日新聞は、証言が虚偽であったことを 2014 年に認め、記事の大部分を取り消しています。また、慰安婦と女子挺身隊を混同し、女子挺身隊の名で連行されて売春行為を強いられたという内容の、1991 年 8 月および 1992 年 1 月の記事についても、誤りや誤解を招く表現があったことを詫び、訂正しています¹³。」

学生「慰安婦となった理由が、強制であるか自発的であるかでは意味合いが異なってくるように思うのですが、いかがでしょうか。」

教員「強制性がしばしば強調されるのは、先に述べた朝日新聞の記事等の影響が強いと思われる。さらには、当時の日本には公娼制度が存在したことから、売春の不法性は問いにくいので、強制性を強調したいという考慮もあるのかもしれませんが。しかし、戦時下あるいは植民地支配下における女性の人権ということに鑑みれば、慰安婦という存在を肯定的に捉える

ことはできないと思います。」

学生「日韓基本条約で請求権の問題は完全に解決されたとなっているのに、なぜ韓国政府は慰安婦に対して日本政府が法的賠償を行うよう要求してくるのか、理解できません。」

教員「日韓基本条約が締結された1965年当時、韓国では条約の内容に関して不満を抱く国民が少なくありませんでした。しかし、当時の日韓の経済力の差は大きく、韓国経済の日本への依存度が高かったことなどもあり、意に満たない内容でも受け入れざるを得なかったという事情がありました。ところが、韓国は『漢江の奇跡』と呼ばれる高度経済成長を経て先進国の仲間入りをし、今や国民一人あたりの購買力平価GDPでは日本と肩を並べるような豊かな国となっています。そこからくる自信が、強硬とも言える対日外交政策という形で表れていると言ってよいかと考えています。また、中華人民共和国が政治や経済の面で強大化していることも見逃せません。今や韓国と中国は経済的に深く結びついており、韓国にとって日本の重要性はかつてよりも小さくなっています。朴槿恵大統領は2013年2月の就任当初から、日本よりも中国を重視するという方針を明確に打ち出しています。」

学生「韓国政府は基本条約を結びなおしたいと考えているということでしょうか。」

教員「韓国のマスコミのなかにはそのような意見を表明しているところもありますが、韓国政府は公的には条約を維持すると言っています。さすがに基本条約自体に疑念を呈することは日韓関係に決定的な打撃を与えることになるので、それは自制しているのでしょうか。しかしながら、慰安婦問題に加えて原爆被害者や樺太残留韓国人の問題も基本条約における『解決』の枠外としていることを踏まえると、条約の事実上の修正を狙っていることは否定できないと思います。」

学生「一体どうすれば日韓のあいだにある様々な問題を解決できるのでしょうか。」

教員「自信を持ってお答えすることは私にはできません。ただ、基本条約をはじめとして日韓のあいだで長年にわたって築いてきた国交の枠組みを土台から掘り崩すような、言わば外交における『修正主義』的な試みは、決して選択すべきではないと確信しています。日韓関係には米国や中国など、緊密な利害関係を持つ国々の動向も大きく影響するので、これからも道程は容易ではありませんが、地道に打開の途を探り続ける他ないでしょう。慰安婦問題に関して言えば、『女性のためのアジア平和国民基金』の設立・運営に尽力してこられた国際法学者の大沼保昭先生は、日本政府による象徴的な行動、例えば日本の首相が元慰安婦のもとを訪れ、深々と頭を下げてその手を握り、その様子がメディアを通して広く伝えられるといったことが行われれば、ほとんどの被害者が評価してくれるだろうとおっしゃっています¹⁴。」

人権、なかでも女性の人権に対する意識が近年、国際的に高まってきたなかで、そうした意識の低い時代に結ばれた講和や条約では人権侵害の救済という問題は解決していないという発想が登場してきた。一方、ドイツによるホロコーストを裁く目的で生まれた「人道に対する罪」については、過去の罪を裁くことも可能であり、時効もないものとして取り扱われるようになった。本来、これは「法の不遡及原則」の例外で、ホロコーストのようなジェノサイドにのみ適用されるとされていた。ところが、強姦、強制売春、性的奴隷等も「人道に対する罪」に含まれるのであり、これらも過去にさかのぼって訴追できるという考えが出てきたのである¹⁵。

かかる流れに掉さして、2011年8月30日、韓国の憲法裁判所は、韓国政府が日本軍慰安婦被害者の賠償請求権に関して具体的解決のために努力していないことは憲法違反であるとの判決を出した。これを契機に、韓国政府が日本政府に対して慰安婦問題の法的解決を強く求め始

めたことは、日韓のあいだで様々な軋轢を生むことになった。この問題は、国際法解釈の変容が国際関係にもたらしている困難の典型と捉えることができよう。

3. 「過去の克服」

「ドイツは戦争責任を認めているが、日本は不十分である」といった類の表現は、一般の人々の会話からジャーナリズム、果ては学問の世界でさえ聞かれる言説である。これには無理解や誤解などが多々含まれていることは言うまでもない。例えば、ドイツは第二次世界大戦の講和条約を結んでいないこと、ニュルンベルク裁判の判決を正式に受け入れていないことを、どれだけの人が知っているだろうか。これら二つの重要な事実は、ドイツの戦後処理や戦争責任への取り組みのありようと深く関わっているのである。

一方、日本はサンフランシスコ平和条約締結の際、第11条で東京裁判の判決を公式に受諾し、主権を回復している。占領期以来、日本政府は東京裁判を容認する立場を継続し続けているのである。

ではなぜ、冒頭に記したような評価が広範に行き渡っているのだろうか。ドイツが日本より戦争責任について国際社会で高い評価を受けがちな理由について、大沼保昭氏はドイツの場合、国家の指導者がわかりやすい形で自己の反省と謝罪を表明してきたことを挙げる。西ドイツのブラント首相が1970年にポーランドを訪問した際、ワルシャワ・ゲットーの記念碑の前で跪いて黙禱を捧げたことや、1985年に西ドイツのヴァイツゼッカー大統領が連邦議会で行った演説がその例である¹⁶。

一方、戦後一貫して平和主義を維持してきた日本は、戦争賠償を放棄した中国、植民地として支配した韓国、戦争で被害をもたらした東南アジア諸国に対し、巨額の経済協力をを行い、これらの国々の発展に貢献してきた。日本の首相は繰り返し反省と謝罪の言葉を述べ、樺太残留コリアンの永住帰国や在韓被爆者への手当、元慰安婦へのアジア女性基金による償いなど、反省に基づく行動を行ってきた。しかし、政治指導者の象徴的行為とその広報という点でドイツに劣っていたことは否定できない¹⁷。とは言え、先述の人権意識の変化や国際法の変容といった状況を踏まえると、果たして象徴的行為が今やどの程度の効果を発揮しうるのか、心許ない感も拭えない。

前述のヴァイツゼッカー大統領による1985年の演説は、我が国等において概して高く評価されてきたことは周知の事実であると思われる。しかし、この演説については必ずしも正当な評価がなされてきたとは言えないことを、ドイツ政治思想史家の川合全弘が指摘している¹⁸。日本ではヴァイツゼッカー演説を、歴史認識の理想を説く道徳的言説として理解する傾向が顕著であり、この演説がドイツ国家を代表する政治家によって、ドイツの国益を追求する意図を持って行われ政治的言説であるという点が見過ごされているのである¹⁹。

ヴァイツゼッカーは大統領退任後の1995年8月に日本を訪れ、8月7日に東京で「水に流してはならない ドイツと日本の戦後50年」と題する講演を行っている²⁰。この講演や1985年の演説には、まさしくヴァイツゼッカーの「歴史認識」が示されている。その要点は「解放史観」と、ドイツ史におけるナチズムの「非連続性」という見方である²¹。

「解放史観」とは、ドイツが降伏した1945年5月8日をナチズムからの解放の日と見なす歴史観であり、「非連続性」とは、ドイツ史のなかでナチズムの時代は例外的な局面であり、

1945年をもってそれは終わったとする考え方である²²。

かかるヴァイツゼッカーの見解は事実に即しているとは言えず、歴史的認識としては不適切である。しかしながら、政治家であるヴァイツゼッカーが企図したのは戦後ドイツがナチズムとは無縁の国家であることを言明し、周辺国等の不信を招かないことであった。1985年の演説の終わり近くで、ヴァイツゼッカーは米国のボルティモアで開催された展覧会の開会式に東西両ドイツの大使が招待されたという話を引用しながら、次のように語った。「我々ドイツ人は一つのフォルクであり、一つのネイションであります。同じ歴史を生きてきたのでありますから、たがいに一体感を持っております。…（中略）…壁に囲まれたヨーロッパが、国境越しに心からの和解をもたらすことはできません。国境がたがいを分け隔てるものではない大陸でなくてはなりません。…（中略）…5月8日が、すべてのドイツ人を結びつける史上最後の日付でありつづけることはない、と確信いたしております」。ここには、再統一を切望する政治家の本心が表現されていたのであり、上述の「歴史認識」はそれと不可分であったと考えられよう。

おわりに

いわゆる伝統史学＝実証主義史学は、長らくマルクス主義歴史学から素朴実証主義と論難されてきたが、近年はポストモダニズムからの批判にさらされている。それは、史料実証主義に基づいて研究を行ったからといって客観的事実を得られるわけではないという考えに基づくものである。「歴史認識」における「記憶」の重視はその一環である。

また、ポストモダニズムの潮流は、フェミニズムやポストコロニアリズム等のかたちで、問題意識溢れる歴史へのアプローチを生み出してゆく。韓国における「慰安婦」問題はその典型であり、その運動の担い手は当初から歴史研究者ではなく女性運動家であった²³。歴史へのアプローチが運動と結びつくことは、しばしば歴史の「道具化」という事態を招来する。そこで、運動にとって有利な事実は最大限利用する一方で、不都合な事柄は無視するといったことも起こり得る。過去の「事実」をシンボルとして操作的に利用することで、自らの望む方向へ現実を動かそう²⁴という志向を持つ運動にとっては、虚偽の証言に基づいたとして、「慰安婦」に関する新聞記事が上述のように取り下げられても、「証言」という拠りどころがある以上、その主張は揺るぐことはない。

こうした状況下で、歴史学を含む専門諸学は如何なる存在であるべきであろうか。日韓および日中両国で行ってきた歴史共同研究には一定の意義はあったが、その限界も明らかである²⁵。学問は世論を動かすための手段ではあり得ず、国家理性や政治運動のための道具となることは許されない。歴史学、なかんずく現代史学は今や岐路に立っている。

註

- 1 大沼保昭『「歴史認識」とは何か』（中公新書、2015年）i-ii頁。
- 2 高橋哲哉（編）『〈歴史認識〉論争』（作品社、2002年）3頁。
- 3 芝健介『ニュルンベルク裁判』（岩波書店、2015年）297頁。
- 4 同上、10-26頁。

- 5 日暮吉延・芝健介「徹底比較 東京裁判 VS.ニュルンベルク裁判」(雑誌『文藝春秋 SPECIAL 知性で戦え 昭和史大論争』(文藝春秋、2015年10月)180頁。
- 6 山崎正和『歴史の真実と政治の正義』(中公文庫、2007年)18頁。
- 7 北村稔『「南京事件」の探究 その実像をもとめて』(文春新書、2001年)7,9頁。日暮吉延『東京裁判』(講談社現代新書、2008年)254, 259-261頁。
- 8 同上、10,20頁。
- 9 同上、11-12頁。
- 10 同上、13-16頁。
- 11 30万人虐殺説の成立とその虚妄については、北村前掲書141-191頁を参照。原剛『「南京事件」の総決算』(前掲『文藝春秋 SPECIAL』44-51頁)は、「捕虜や便衣兵の殺害は不法行為ではないので、虐殺には該当しない」と主張する「まぼろし」説は説得力を欠くと論じている。
- 12 木村幹「慰安婦問題 なぜ冷戦後に火が付いたのか」(前掲『文藝春秋 SPECIAL』)165-173頁。
- 13 これについては、<http://www.asahi.com/shimbun/3rd/2014122337.html>を参照。
- 14 大沼前掲書、162頁。
- 15 同上、139-141頁。
- 16 同上、195頁。
- 17 同上、197頁。
- 18 川合全弘「西ドイツの国家理性としての過去の克服 ヴァイツゼッカー演説の政治的意義について」(『産大法学』42巻4号、2009年2月)1-28頁。
- 19 同上、2-3頁。
- 20 永井清彦(編訳)『言葉の力 ヴァイツゼッカー演説集』(岩波現代文庫、2009年)211-236頁。
- 21 川合前掲論文、14-18頁。
- 22 永井前掲編訳、4-5, 224, 226頁。
- 23 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か』(ミネルヴァ書房、2014年)58-59頁。
- 24 細谷雄一『歴史認識とは何か 日露戦争からアジア太平洋戦争まで』(新潮社、2015年)46頁。
- 25 日韓歴史共同研究については、木村前掲書、245-246頁、日中歴史共同研究については、波多野澄雄『国家と歴史』(中公新書、2011年)228-238頁を参照。